

Ⅲ. 胎児心拍数陣痛図について（総括）

～早産における胎児心拍数陣痛図の判読について～

1. 分析対象について

2019年9月末までに原因分析報告書を見・保護者および分娩機関に送付した事例2,457件の中には、早産における基線細変動の減少については、胎児の未熟性による所見であるか、または胎児の低酸素状態を示唆する所見であるかを判断することが困難であると考えられる事例が認められた。このため早産期に切迫早産様の症状に加え胎児心拍数異常を認める事例の胎児心拍数陣痛図の判読について共有することは、今後の産科医療の質の向上に向けて有益であると考え、胎児心拍数陣痛図の判読について概観し分析した。

2. 産科医療関係者に対する提言

- (1) 早産期の胎児心拍数陣痛図の判読においては、胎児心拍数基線や基線細変動の経時的な所見の変化を確認することにより、胎児の未熟性による所見であるか、または胎児の低酸素状態を示唆する所見であるかの判断が可能となる場合がある。

このため、胎児心拍数モニタリングの開始時と終了時、および子宮収縮抑制薬の投与など胎児心拍数基線や基線細変動に影響を及ぼすと考えられる処置の前後、母体搬送前後など、時期の異なる胎児心拍数陣痛図の所見を比較することが重要である。

また、母体搬送で入院となった事例においては、搬送元の胎児心拍数陣痛図の所見が確認できるよう、連携を図ることが勧められる。

- (2) 早産期に切迫早産様の症状に加え、胎児心拍数異常を認める事例においては、常位胎盤早期剥離の可能性を念頭に検査をすすめることが必要であるが、超音波断層法で常位胎盤早期剥離の所見が認められない場合は、胎児心拍数陣痛図の経時的な変化により胎児機能不全の所見であるかどうかを判断し、合併症の有無やその程度、在胎週数など、事例の背景を総合して急速遂娩を含めた分娩の時期や方法を決定することが重要である。
- (3) 早産期に切迫早産様の症状に加え、胎児心拍数異常を認める事例において、切迫早産と診断しリトドリン塩酸塩を投与した際は、投与後の胎児心拍数陣痛図における子宮収縮と胎児心拍数所見の経時的な変化を必ず確認することが重要である。特に、子宮収縮が抑制されても遅発一過性徐脈を繰り返し認められる場合は、リトドリン塩酸塩の投与を中止し、急速遂娩を考慮することが必要である。